

① リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(七)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度			：	：	：	：	：	：	当 期 分	計
リ ー ス 譲 渡 の 対 価 の 額			1						円	
リ ー ス 譲 渡 の 原 価 の 額			2							
収 益 の 計 算 額 の 計 算	利 息 相 当 額 の 計 算	利 息 相 当 額 (1) - (2)) × $\frac{20}{100}$	3							円
		利息相当額の前期からの繰越額 (前期の (6))	4	円	円	円	円			
		当期に帰せられる利息相当額	5							
		利息相当額の翌期への繰越額 (3) 又は (4)) - (5)	6							
	元 本 相 当 額 の 計 算	当 期 の リ ー ス 譲 渡 に 係 る 元 本 相 当 額 (1) - (3)	7							
		元本相当額の前期からの繰越額 (前期の (10))	8							
		当期に帰せられる元本相当額	9							
		元 本 相 当 額 の 翌 期 へ の 繰 越 額 (7) 又は (8)) - (9)	10							
	当 期 益 金 算 入 額 (5) + (9)		11							
	当期の損益計算書に計上された リース譲渡に係る収益の額			12						
益 金 算 入 不 足 (超 過) 額 (11) - (12)			13							
費 用 の 計 算 額	当期のリース譲渡に係る原価の額 (2)		14							
	原価の額の前期からの繰越額 (前期の (17))		15							
	当期に帰せられる原価の額		16							
	原価の額の翌期への繰越額 (14) 又は (15)) - (16)		17							
	当 期 損 金 算 入 額 (16)		18							
当期の損益計算書に計上された リース譲渡に係る費用の額			19							
損 金 算 入 不 足 (超 過) 額 (18) - (19)			20							

別表十四（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第63条第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡について同項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。